

## 指名停止と同様の措置の概要

### 1. 業者名及び住所

業者名	住所	備考
J F Eエンジニアリング(株)	神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1	

2. 措置期間 令和4年5月12日～令和4年11月11日（6か月）  
（※今後、有資格者となった場合、この措置期間の始期から6か月の指名停止措置を行う。）

3. 指名停止措置の適用範囲 工事

### 4. 事実概要

J F Eエンジニアリング（株）の使用人は、令和2年度竹富町発注の海底送水管更新工事の指名競争入札に関し、令和4年2月13日、公契約関係競売等妨害の容疑で沖縄県警に逮捕された。その後、平成29年度竹富町発注の海底送水管更新工事の契約に関し、官製談合防止法違反の容疑で令和4年3月6日、再逮捕された。

### 5. 措置理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成11年3月31日告示第22号。以下、「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項及び別表第9号に該当。

#### 〈指名停止等措置要綱〉

措置要件	期間
別表第2 （公契約関係競売等妨害又は談合） 9 有資格者である個人，有資格者の役員等又は使用人が，談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき （前2項に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴の提起を知った日から6月以上12月以内

#### 問合せ先

土浦市総務部管財課契約検査係  
土浦市大和町9番1号  
電話 029-826-1111 （内線）2226，2227